

**日本・EU経済連携協定交渉に対する連合・ETUC共同声明**

日本・EU経済連携協定（日EU・EPA）交渉は、2013年3月25日に正式に開始された。日本とEUは互いにとって主要な貿易相手国である。日本とEUを合わせると世界のGDPの約3割を占める。

連合と欧州労働組合連合（ETUC）は、日EU・EPAが働きがいのある人間らしい仕事の創出に寄与し、日本・EUの双方に規制の権利を保証する「最高基準」の協定となるよう、日本とEUに対し、以下を求める。

**透明性**

人々がこの交渉は正当なものであると納得できるようにするためには、透明性を高めるためのさらなる取り組みが必要である。我々は交渉担当者に対し、可能な限り公開された方法で作業を進めるよう求める。社会的パートナーを含めた協議の仕組みを確立するとともに、諸文書をもっと積極的に開示する必要がある。

**労働者の権利**

我々は、中核的労働基準をはじめとするILO条約の批准と完全な履行、および（1）雇用の促進、（2）社会的保護、（3）社会対話の促進、（4）労働における基本的原則と権利、という4つの柱で構成されるILOディーセントワーク・アジェンダの実行を求める。EU加盟国がいずれも批准しているILO中核8条約について、日本は未批准の2条約（第105号：強制労働廃止、第111号：差別待遇（雇用・職業））を早期に批准するとともに、公務員の基本権回復など既批准条約を完全適用すべきである。労働者保護の観点から、「持続可能な開発」の章のみならず、協定全体に貫かれていなければならない。

我々は、実効性のある労働監督に関する規定を協定に組み込む必要があると考える。また、社会的パートナーおよび市民団体の代表を加えた監視メカニズムを取り入れるべきである。これに関し、ILOの監視機構は一定の役割を担うことができる。

**投資**

「OECD多国籍企業行動指針」、ILO「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に示された投資家の責任を協定に組み入れる必要がある。また、我々は、ナショナル・コンタクト・ポイント（各国連絡窓口：NCP）に対して十分な訓練を行い、人員を配置し、資金を供給して最高水準の基準を満たすこと、NCPの活動がより適切に調整されることも求める。

交渉担当者は、日本とEUの政府や公的機関が、労働者の権利、公共サービス、福祉、環境に係る法律を制定する権利を侵害するような投資家対国家紛争解決メカニズム（ISDS）を導入するべきではない。また、すべての投資家が平等に扱われることが確保されるべきだと確信する。

## **公共サービス**

我々は、公共サービスを交渉の対象から明確に除外することを求める。さもなければ、これらの分野の交渉が、誰もが望まず、かつ、後戻りできない公共サービスの民営化や、社会、環境、保健の面での基準の低下をまねくおそれがある。自由化の対象の特定にあたってはポジティブリスト方式を採用し、リストに挙がっていない分野は自由化されるべきではない。

## **公共調達**

交渉担当者は、政府に社会・環境面で責任ある調達方針を取り入れる機会を確保すべきである。調達条項は政府が社会・環境面でのニーズに対応することを妨げてはならず、協定は社会的要請が出されることを制限するものであってはならない。公契約における労働条項について定めたILO第94号条約の内容を協定に組み入れるべきである。

## **非関税措置**

非関税措置（自動車安全、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等）が弱められることがあってはならず、民主的に選出された国民の代表による管理が維持されるべきである。安易な基準見直しは安心社会の基盤を揺るがすおそれがある。

日本労働組合総連合会（連合）

会長 神津 里季生

欧州労働組合連合（ETUC）

書記長 ルカ・ビセンティーニ